主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告復代理人亀井正男の上告理由について。

原審の事実認定は、挙示の証拠によりこれを是認することができる。所論は原審 の裁量に属する証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰し、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 飢	5 坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	+.